

# アドバンス IP News

2017年3月1日発行 第87号

## Contents

## 目次

## ○トピックス○

- 〔特許〕 P C T 関連手数料改定のお知らせ…………… 2
- 〔中国〕 2016年の中国ブランド価値評価情報が北京で発表…………… 2

## ○審決情報○

- 〔商標〕 異議2012-900268・無効2016-890035…………… 3

## ○判決情報○

- 〔特許〕
- 平成28年（行ケ）第10005号 審決取消請求事件…………… 6
- 〔著作権〕
- 平成28年（ネ）第10091号
- 著作権侵害等に対する損害賠償請求控訴事件…………… 10
- 〔商標〕
- 平成28年（行ケ）第10090号 商標登録取消決定取消請求事件… 14

## ○海外情報○

- 〔韓国〕 特許：成均館大、米国で特許訴訟提起…………… 18
- 〔韓国〕 四法：クアルコム、公正取引委員会の課徴金賦課に反発…………… 19

## ○特許紹介○

- 特許第5765736号「電流制限器の電流報知器」のご紹介…………… 22

## 1. 概要

特許庁によりますと、平成29年(2017年)3月1日から、国際出願関係手数料が下記のとおり改定されます、とのことです。

## 2. 国際出願手数料

	現行	新
最初の30枚まで	138,800円	151,800円
30枚以降 1枚につき	1,600円	1,700円
オンライン出願	31,300円	34,200円

## 3. 取扱手数料

	現行	新
取扱手数料	20,900円	22,800円

## 4. 調査手数料

	現行	新
シンガポール	166,700円	181,200円

上記トピックスの詳細は、特許庁ホームページの下記該当ページをご参照下さい。

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/pct\\_tesuukaitei.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pct_tesuukaitei.htm)

また、本トピックスと合わせて、次に示す特許庁ホームページ内「国際出願関係手数料」もご覧下さい。

「国際出願関係手数料」:

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/kokuryo.htm>



12月12日、中国ブランド確立促進会、中国国際貿易促進委員会、中国資産評価協会などの団体の共催で「2016年中国ブランド価値評価情報発表会」が北京で開催され、政府各部・委員会の関係幹部、各地の品質技術監督局の幹部、業界団体及び企業の責任者など800数名が参加しました。

この会は、中国で4年連続して開催されているブランド価値の発表行事で、2013年の最初の発表では製造業のみにとどまっていましたが、2014年と2015年には、第一次、第二次、第三次産業の全てで発表されるまでに発展しており、さらに、企業ブランド、製品ブランド、地域ブランド、自主イノベーションブランドも発表されています。今年度は、評価の発表される範囲も新たな拡大がされて、「中華老舗」のブランド価値が初めて発表され、青島ビールが357億8700万元、東阿阿膠が340億5300万元と評価されて中華老舗ブランドの上位に番付されました。

今回は、資料の予備審査、専門家の評価、価値の算定、結果の確認を経て、654のブランドを対象として2016年のブランド価値評価結果が出されており、中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行、貴州茅台酒、中国長江三峡集团公司、中国中車股份有限公司などのブランド価値は1000億元を超え、ブランド価値が100億元を超えるものも他に70数件ありました。そのうち、杭州娃哈哈集团有限公司は、ブランド価値533億8600万元と評価されて「酒・飲料」部門の企業ブランドで第1位となり、海信集团有限公司は、ブランド価値330億2500万元と評価されて自主イノベーションブランドで遥か先頭をきっていました。貴州茅台酒は、ブランド価値2755億9000万元と評価され、地理的表示、地域ブランドの価値評価部門で一際目立つ存在でした。(北京三友知識産権代理有限公司からのレターに拠ります。)

## 1. 争点

商標「シャンパークリング」の商標法第4条第1項第7号（公序良俗違反・国際信義違反）の該当性

## 2. 本件商標

登録番号：第5499969号

商標：シャンパークリング

指定商品：第33類 日本酒, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ, 中国酒, 薬味酒

権利者：チョーヤ梅酒株式会社

登録日：平成24年（2012）6月8日

異議申立日：平成24年（2012）9月11日

異議決定日：平成25年（2013）2月28日

無効審判請求日：平成28年（2016）5月30日

審決日：平成28年（2016）11月14日

## 3. 異議2012-900268の結論

本件商標は、「同一の書体、同一の間隔をもって、外観上まとまりよく一体的に表されているものである・・・構成文字全体をもって、『シャンパークリング』とのみ称呼される一体不可分の造語を表したと認識されるものである・・・『Champagne』、『シャンパーニュ』あるいは『シャンパン』の各文字よりなる標章を含むものではないのみならず、これら標章とは、外観においてはいうまでもなく、称呼及び観念においても、明らかに相違する商標というべきものである。してみれば、本件商標は、商標自体に公序良俗違反のある商標ということができないばかりか、これをその指定商品について使用することが社会公共の利益に反し又は社会の一般道徳観念に反する文字よりなる商標ということもできないから、公の秩序又は善

良の風俗を害するおそれがある商標と認めることはできない。」

## 4. 無効2016-890035の結論

(1)「CHAMPAGNE (Champagne)」及び「シャンパン (シャンパーニュ)」について「『CHAMPAGNE (Champagne)』は、フランス北東部の地名(シャンパーニュ地方)であるとともに、1935年(昭和10年)に制定され、政府機関であるI N A Oにより運用されている同国の原産地統制呼称法に基づく厳格な統制の下に、同地方で収穫されたピノ・ノワール、ピノ・ムニエ及びシャルドネの3種のぶどうのみを原料とし、シャンパン法(シャンパーニュ法)といわれる伝統的な製法で作られた発泡性ぶどう酒(スパークリングワイン)にのみ使用を許された原産地統制名称と認められる。」

「請求人の一方であるI N A Oは、原産地名称の使用の権利を与える生産区域の限定やぶどうの品種、生産高、最低天然アルコール純度、栽培方法、醸造方法、蒸留方法といった生産条件を決定したり、フランス国内外での原産地統制名称の保護促進などを行っている者であり、請求人のもう一方であるC I V Cは、1941年(昭和16年)の法令に基づくシャンパーニュ地方のぶどう生産者やぶどう酒製造業者を統率する法定団体であって、同地で生産される発泡性ぶどう酒の市場管理等のほか、I N A Oと協力して、その原産地統制名称の保護のための活動を行っている者であることから、原産地統制名称である『CHAMPAGNE (Champagne)』は、両者により、その使用が厳格に管理、統制されているものといえる。」

「我が国において、『CHAMPAGNE (Champagne)』は、『シャンパン』と訳され、辞書類において、『フランスのシャンパーニュ地方

でつくられているスパークリング・ワイン。』などと紹介され、雑誌や新聞等においても、『シャンパン』の名称を用いることができるのは、フランスのシャンパーニュ地方で伝統的な製法により作られた発泡性ぶどう酒（スパークリングワイン）に限られる旨や同酒の代名詞として使用されるほどに世界的に知られたぶどう酒の1つである旨などの記載とともに、しばしば紹介されており、高品質で、かつ、稀少価値のあるぶどう酒などとして、広く販売されている。」

「『CHAMPAGNE (Champagne)』の邦語である『シャンパン』は、我が国において、本件商標の登録出願日（平成24年1月10日）はもとより、本件商標の登録査定日（同年5月11日）においても既に、『フランスのシャンパーニュ地方及び同地方で作られる発泡性ぶどう酒（スパークリングワイン）』を意味する語として、一般需要者の間に広く知られていたとみるのが相当である。」

## （2）本件商標の取引の実情

「本件商標の商標権者は・・・当該『発泡性の梅酒』に係る広告においては、例えば、『スパークリングワイン感覚で、甘すぎずスタイリッシュに楽しめるスパークリング梅酒』、『心地よい炭酸感で、スパークリングワインを連想させる絹の様な細かい泡感をお楽しみいただけます。』といった商品紹介とともに・・・また、本件商標の使用に係る上記『発泡性の梅酒』については、その需要者をして、『シャンパンのような梅酒でとても美味しかったです。・・・素敵な気分を味わうことのできるちょっとおしゃれなスパークリング梅酒です。』と評された事実がある・・・我が国において、『シャンパン』の語が、『フランスのシャンパーニュ地方及び同地方で作られる発泡性ぶどう酒（スパークリングワイン）』を意味する語として、一般需要者の間に広く知られていたことを併せ考慮すると、本件商標は、その構成自体からすれば、造語の一種として看取、把握されるものではあるものの、『シ

ャンパン』の語と『スパークリング（ワイン）』の語とを掛け合わせた又はもじったものと理解、認識される場合も少なくないとみるのが相当である。」

「本件商標をその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、『フランスのシャンパーニュ地方及び同地方で作られる発泡性ぶどう酒（スパークリングワイン）』である『シャンパン』を連想、想起することも少なからずあるといえる。」

## （3）法第4条第1項第7号の該当性

請求人らは「長年にわたり、フランス国内外において、シャンパーニュ地方のぶどう生産者やぶどう酒製造業者らの代表として、原産地統制名称である『CHAMPAGNE (Champagne)』の保護を行ってきており、その結果として、我が国においても、その邦語である『シャンパン』という表示について、周知著名性が蓄積、維持され、それに伴って高い名声、信用、評判が形成されているといえることからすると、当該表示は、シャンパーニュ地方のみならず、フランス及びフランス国民の文化的所産というべきものになっているといえるべきである・・・『シャンパン』を連想、想起させる本件商標をその指定商品について使用することは、シャンパーニュ地方のぶどう生産者やぶどう酒製造業者らの利益を代表する請求人らのみならず、長年にわたり、法律に基づき、原産地統制名称である『CHAMPAGNE (Champagne)』の保護を行ってきたフランス国民の感情を書し、ひいては我が国とフランスとの友好関係にも影響を及ぼしかねないものであり、国際信義に反するものといわざるを得ない。」

## 5. コメント

本件商標「シャンパーリング」は異議申立てにおいてはその登録が国際信義に反しないとして登録が維持されましたが、後の無効審判においてその登録は国際信義に反すると判断され登録が取り消されることになりました。

これらの判断の相違は、本件商標の約3年間の使用態様・取引の実情が強く影響されていることによると思われます。異議申立てにおいては実際に使用されている事実を認定できないことから、文字から認識される外観・称呼・観念を基に判断しますと公序良俗に違反しないとの判断はなし得たものと考えます。一方で、本件商標の使用によって需要者等において「シャンパン」及び「スパークリング」が想到できるとする事実が認められるならば、本件商標からは「原産地統制名称」としてのイメージが連想できるものであり、その使用が国際信義に反するとの判断も妥当なものであると思われま

す。「シャンパン」に関連する商標については、本件以外にも多数の審決が存在しています。以下の商標は国際信義に反する登録であると判断されています。

「シャンパンマンゴー」(無効2016-890024)、「シャンパンフローラルの香り」(異議2015-900152)、「シャンパンいちご大福+図形」(不服2015-11193)、「PINK CHAMPAGNE / デシーマジャパン株式会社」(無効2013-890084)、「シャンパークリング」(異議2012-900268)、「シャンパンタワー」(無効2011-890100)、「シャンパングレイ」(異議2009-900363)、「シャンパンクリスタル / CHAMPAGNE CRYSTAL」(異議2009-900015)、「シャンパン烏龍」(異議2007-900488)、「CHAMPAGNE GOLD / シャンパンゴールド」(異議2001-90815)、「PROMATIZ / CHMPAGNEGOLD / プロマティス / シャンパンゴールド」(無効2011-890113)

一方で、「シーラボ UV シャンパンゴールド」(無効2011-890114)は、「本件商標中の『シーラボ』の部分は、特定の観念を有しない造語であり、『UV』は紫外線を意味する『Ultra Violet』の略語であり、『シャンパンゴールド』部分は上記2のとおり、化粧品に限らず、各種商品につ

いて色彩を表示する語として広く一般に使用されているものであるから、本件商標は、これをその指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものということはできない」などとして、国際信義に反しないと判断されています。上記「CHAMPAGNE GOLD / シャンパンゴールド」(異議2001-90815)では、商標権者は主張を行っておりませんが、特許庁の判断は異なっています。これらの審決の約10年の間に「シャンパンゴールド」が色彩の名称として広く使用されるようになったと思われま

す。最近の私的な事情から、「シャンパングレイ」という名称をよく耳にしていました。「シャンパングレイ」の名称は商標登録されています(登録4438516)。色彩の一種とは理解できるのですが、ライトグレーやダークグレーと異なり、どのようなグレイの色をしているのかは具体的には想像できませんでした。ただ、「原産地統制名称」としての「シャンパン」から、「高級な、輝いているような、泡立っているような」イメージを連想していたことを記憶しています。とすると、上記の「異議2009-900363」の判断のように、「シャンパングレイ」の名称から原産地統制名称である『CHAMPAGNE (Champagne)』のイメージが連想できるのですから、その登録も瑕疵があるのではないかと推測されます。

「シャンパンゴールド」の認定のように、各種商品について色彩を表示する語として広く一般に使用されている事実という日本国内での公的な利益も存在すると思われま

すが、「シャンパン」の文字から生じるイメージの多くは「原産地統制名称」としてのものと思われま

すので、「シャンパン」の語を含む商標は、大抵の場合、国際信義に反するものになるであろうと考えま



## 1. 標題

明確性要件の有無が争われ、原告の請求が認容された事例。

(平成29年1月18日 知財高裁判決言渡)

## 2. 関連キーワード

記載不備、明確性要件、実施可能要件、サポート要件、新規性、進歩性、マーカッシュクレーム

## 3. 関連特許法規

36条6項2号、36条4項1号、36条6項1号、29条1及び2項

## 4. 事案の概要

本件は、原告が、発明の名称を「眼科用清涼組成物」とする被告の特許(以下、「本件特許」という。請求項の数は6。)につき、本件特許の請求項1ないし6に対して特許無効審判請求をしたが、特許庁より「本件審判の請求は成り立たない。」旨の審決(以下、単に「審決」という。)を受けたことから、その審決の取消を求めた事案である。

## 5. 特許請求の範囲請求項1

本件特許の特許請求の範囲請求項1、6(以下、請求項番号に合わせて「本件発明1」、「本件発明6」とする。)の記載は次のとおりである。なお、本件特許の特許請求の範囲請求項2ないし5(「本件発明2」ないし「本件発明5」)については、その記載は割愛する。また、本判決文では「本件発明1ないし6」を併せて「本件発明」と称している。

### 【請求項1】

a) メントール、カンフル又はボルネオールから選択される化合物を、それらの総量として0.01w/v%以上0.1w/v%未満、

b) 0.01~10w/v%の塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、硫酸マグネシウム、リン酸水素二ナトリウム、リン酸二水素ナトリウム、リン酸二水素カリウムから選ばれる少なくとも1種、および

c) 平均分子量が0.5万~4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩を0.001~10w/v%含有することを特徴とするソフトコンタクトレンズ装用時に清涼感を付与するための眼科用清涼組成物。

### 【請求項6】

a) メントール、カンフル又はボルネオールから選択される化合物を、それらの総量として0.01w/v%以上0.1w/v%未満、

b) 0.01~10w/v%の塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム、硫酸マグネシウム、リン酸水素二ナトリウム、リン酸二水素ナトリウム、リン酸二水素カリウムから選ばれる少なくとも1種、および

c) 平均分子量が0.5万~4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩を0.001~10w/v%含有することを特徴とするソフトコンタクトレンズ常用者用の眼科用清涼組成物。

## 6. 本件審決の理由の要旨

要するに、①本件特許は、本件特許請求の範囲又は本件明細書の「平均分子量」等の記載に不備はなく、特許法36条6項2号の明確性要件(無効理由1)、同条4項1号の実施可能要件(無効理由2)、同条6項1号のサポート要件(無効理由3)を満たしていない特許出願に対してされたものとはいえず、無効とすべきものではない、②本件発明は、甲1公報に記載された発明(以下「甲1発

明」という。)と同一なものであるとはいえず、同法29条1項3号の規定に違反するものではなく、(無効理由4)、又は甲1発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、同条2項に違反するものではなく(無効理由7-1)、③本件発明1及び3ないし6は、甲4刊行物及び甲7刊行物ないし甲10刊行物に記載された発明と同一なものであるとはいえず、同条1項3号に違反するものではなく(無効理由5)、④本件発明1及び3ないし6は、甲4刊行物及び甲7刊行物ないし甲10刊行物によれば公然実施されたものと認められる発明と同一なものであるとはいえず、同項2号に違反するものではなく(無効理由6)、⑤本件発明は、甲13公報に記載された発明(以下「甲13発明」という。)に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、同条2項に違反するものではなく(無効理由7-2)、⑥本件発明は、「新スマイルコンタクトール」に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、同項に違反するものではなく(無効理由7-3)、⑦本件発明は、「新アスパライトフレッシュ(中新薬業)」、「新アスパクール(中新薬業)」、「ピタール目薬(中新薬業)」に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、同項に違反するものではなく(無効理由7-4)、以上によれば、本件特許は、無効とすべきものとはいえない、というものである。

## 7. 取消事由

本件の取消事由は、11点あり、そのうち取消事由1、8を次に記す。なお、各取消事由に係る当事者の主張は割愛する。

(取消事由1)「平均分子量」についての記載不備に関する判断の誤り

(取消事由8)甲1発明に基づく新規性欠如又は進歩性欠如に関する判断の誤り

ちなみに、当裁判所は、取消事由1、8について判断し、双方とも理由があると判断した。なお、取消事由2ないし7、9ないし11については判断しなかった。当裁判所の判断としては取消事由1の判断を記す。

## 8. 当裁判所の判断

### ◆取消事由1について◆

(1)～(3)[省略]

(4)(ア)～(カ)[省略]

(4)(キ)A株式会社とB化学工業株式会社の2社は、本件出願日当時、コンドロイチン硫酸又はその塩の製造販売を市場において独占していた。

(5)明確性要件違反について

本件特許請求の範囲にいう「平均分子量が0.5万～4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩」にいう平均分子量が、本件出願日当時、「重量平均分子量」、「粘度平均分子量」等のいずれを示すものであるかについては、本件明細書において、これを明らかにする記載は存在しない。もっとも、このような場合であっても、本件明細書におけるコンドロイチン硫酸あるいはその塩及びその他の高分子化合物に関する記載を合理的に解釈し、当業者の技術常識も参酌して、その平均分子量が何であるかを合理的に推認することができるときには、そのように解釈すべきである。しかし、本件においては、次に述べるとおり、「コンドロイチン或いはその塩」の平均分子量が重量平均分子量であるのか、粘度平均分子量であるのかを合理的に推認することはできない。

前記認定事実によれば、本件明細書(【0021】)には、「本発明に用いるコンドロイチン硫酸又はその塩は公知の高分子化合物であり、平均分子量が0.5万～50万のものを用いる。より好ましくは0.5万～20万、さらに好ましくは平均分子量0.5万～10万、特に好ましくは0.5万～4万のコンドロイチン硫酸又はその塩を用いる。かかるコンドロイチン硫酸又はその塩は市販のも

のを利用することができ、例えば、B化学工業株式会社から販売されている、コンドロイチン硫酸ナトリウム（平均分子量約1万、平均分子量約2万、平均分子量約4万等）、A株式会社から販売されているコンドロイチン硫酸ナトリウム（平均分子量約0.7万等）等が利用できる。」という記載がされている。また、本件出願日当時、A株式会社が販売していたコンドロイチン硫酸ナトリウムの平均分子量は、重量平均分子量によれば2万ないし2.5万程度のものであり、他方、粘度平均分子量によれば6千ないし1万程度のものであったことからすれば、本件明細書のA株式会社から販売される上記「コンドロイチン硫酸ナトリウム（平均分子量約0.7万等）」にいう「平均分子量」が客観的には粘度平均分子量の数値を示すものであると推認される。

そして、A株式会社は、本件出願日当時、コンドロイチン硫酸ナトリウムの製造販売を独占する二社のうちの一社であって、コンドロイチン硫酸ナトリウムの平均分子量を粘度平均分子量のみで測定し、ユーザー（当業者を含む。以下同じ。）から問い合わせがあった場合には、その数値（6千ないし1万程度のもの）をユーザーに提供していたのであり、A株式会社のコンドロイチン硫酸ナトリウムの平均分子量として、同社のコンドロイチン硫酸ナトリウムを利用する当業者に公然と知られていた数値は、このような粘度平均分子量の数値であったと認められる。のみならず、本件出願日当時には、A株式会社から販売されていたコンドロイチン硫酸ナトリウムの重量平均分子量が2万ないし2.5万程度のものであることを示す刊行物が既に複数頒布され、当該数値は、本件明細書にいう0.7万等という数値とは明らかに齟齬するものであることが認められる。これらの事情の下においては、本件明細書の「コンドロイチン硫酸ナトリウム（平均分子量約0.7万等）」という記載に接した当業者は、上記にいう平均分子量が粘度平均分子量を示す可能性が高いと理解す

るのが自然である。そうすると、当業者は、本件特許請求の範囲の記載について、少なくともコンドロイチン硫酸又はその塩に限っては、重量平均分子量によって示されていることに疑義を持つものと認めるのが相当である。

したがって、当業者は、本件出願日当時、本件明細書に記載されたその他高分子化合物であるヒドロキシエチルセルロース（【0016】）、メチルセルロース（【0017】）、ポリビニルピロリドン（【0018】）及びポリビニルアルコール（【0020】）については重量平均分子量で記載されているものと理解したとしても、少なくとも、コンドロイチン硫酸ナトリウムに限っては、直ちに重量平均分子量で記載されているものと理解することはできず、これが粘度平均分子量あるいは重量平均分子量のいずれを意味するものか特定することができないものと認められる。

以上によれば、本件特許請求の範囲にいう「平均分子量が0.5万～4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩」にいう平均分子量が、本件出願日当時、「重量平均分子量」、「粘度平均分子量」のいずれを示すものであるかが明らかでない以上、上記記載は、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であり、特許法36条6項2号に違反すると認めるのが相当である。

(6)、(7) [省略]

## 9. コメント

「平均分子量」について、審決では他の高分子化合物の平均分子量が「重量平均分子量」であると推測できるから、コンドロイチン硫酸ナトリウムも「重量平均分子量」であると推測されるため明確性要件には反しないとしておりましたが、当裁判所は、原告から提出された文献を精査して、コンドロイチン硫酸ナトリウムに限っては、「重量平均分子量」又は「粘度平均分子量」のいずれの記載があるとし、本件特許ではどちらかわからないと判断して明確性要件に反すると判断しました。



判断自体は非常に丁寧かつ妥当な判断であると思います。

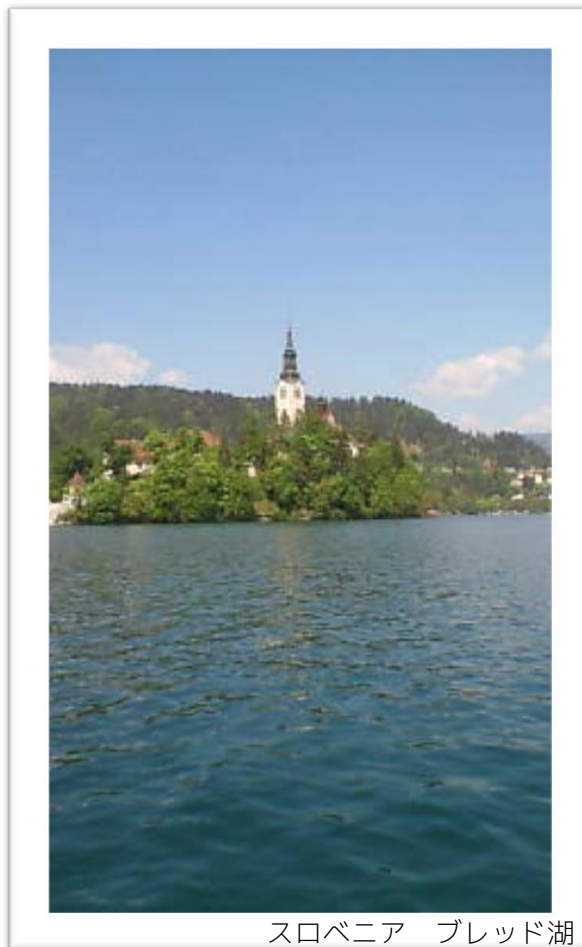
ところで、高分子化合物における「平均分子量」には4種類あり、小さい順に数平均分子量、粘度平均分子量、重量平均分子量、 $z$ 平均分子量となります。ちなみに、汎用（市販品）高分子化合物については、大抵は重量平均分子量の記載が多いですが、実際は、数平均分子量であったり、粘度平均であったりと化合物によってまちまちです。そして、実務的に申しますと、単純に「平均分子量」との記載があるのみでは、どの平均分子量のこと（大抵は数平均か重量平均かで議論することが多いです）かが当業者にとっても確証が得られないことがあります（最も、予測はつくことはありますがあくまで予測です）。それゆえ、最近では、

「平均分子量」との記載があるのみであると、拒絶理由が付されることが多々あります。このような拒絶理由が付された場合、反論するのに、種々の文献を用意したり、明細書中の実施例に記載されているパラメータに着目しながら半ば強引に反論したりと困難かつ面倒なことになってきます。

「平均分子量」に限ったことではないですが、複数の意味が推測されるような単語の場合は、明細書中でしっかりと定義を記しておくべきであるということを本判例で見出してはいかがでしょうか。本件の詳細は、下記のURLをご参照下さい。

URL :

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/460/086460\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/460/086460_hanrei.pdf)



スロベニア ブレッド湖

## 1. 標題

被控訴人の運営するウェブサイト上に控訴人著作の記事が改変・要約して掲載されたことにより著作権を侵害され名誉を毀損されたとして、控訴人が被控訴人を訴えたものの棄却された事案。

（平成29年1月24日 知財高裁第2部）

## 2. 関連法規

著作権法113条6項（侵害とみなす行為：名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用）

## 3. 事案の概要

（1）本件は、「控訴人記事（甲2）の著作者であり、著作権者である控訴人が、被控訴人が運営するウェブサイトに掲載された被控訴人記事（甲1）により、著作権（翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権、名誉・声望権）を侵害され、名誉を毀損されたと主張して、被控訴人に対し、①著作権侵害、著作者人格権侵害ないし名誉毀損の不法行為に基づき、損害合計340万円及びこれに対する不法行為の後の日（訴状送達の日翌日）である平成28年2月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②著作権法115条ないし民法723条に基づき、被控訴人のウェブサイトへの謝罪文の掲載を求めた事案」です。

本件の原審では、「(a)被控訴人各表現は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、控訴人各表現と同一性を有するにすぎないから、控訴人各表現を翻案したものではない、(b)被控訴人記事は、控訴人記事を改変したものではないから、同一性保持権の侵害はない、(c)控訴人指摘の被控訴人記事中の表現部分は、被控訴人記事の著者の控訴人記事に対する意見ないし論評又は控訴人記事から受けた印象を記載したも

のにすぎず、控訴人又は控訴人記事を誹謗中傷するものとは認められないから、名誉・声望権の侵害はない、(d)被控訴人記事が控訴人の社会的評価を低下させる理由として控訴人が主張する点は、控訴人の社会的評価を低下させることとの理由とはなり得ないし、被控訴人記事の記載が控訴人の社会的評価を低下させるものとも認められないから、名誉毀損は成立しないなどとして、控訴人の請求をいずれも棄却」したため、これを不服とした控訴人（原審原告）が本件控訴を提起しています。なお、本件に原審については、本IPニュースの82号でも採り上げています。

### （2）当事者及び事実関係

（ア）本件の控訴人は、「映画プロデューサー」であって、平成27年10月10日発行の雑誌「P」に掲載された「なぜ東京国際映画祭は世界で無名なのか」と題する記事（控訴人記事）の著作者・著作権者ということです。

（イ）本件の被控訴人は、「新聞社であり、ウェブサイト「A新聞デジタルAJW」を運営するもの」です。被控訴人は、平成27年11月13日、ウェブサイトに「ONE TAKE ON JAPANESE CINEMA: Taking the good with the bad at the Tokyo International Film Festival」（被控訴人記事）を掲載したということです。

## 4. 本件の争点

本件では、原審と同様に、(1)著作権ないし著作者人格権侵害の成否（争点1）として、（ア）翻案権侵害の成否、（イ）同一性保持権侵害の成否、（ウ）名誉・声望権侵害の成否、が争われ、(2)名誉毀損の成否（争点2）として、（ア）社会的評価の低下の有無、（イ）真実性の抗弁ないし公正な論評の抗弁の成否、が争われ、(3)損害発生の有無及びその額（争点3）が争われました。

そして、本件では、更に、控訴人から、(1) 名誉棄損の成否について、及び(2) 名誉・声望権侵害の成否、について補充主張がされています。

## 5. 裁判所の判断

裁判所では、原審の判断を引用して本件控訴を棄却しました。そして、控訴人の補充主張に対しては、次のように判断を行いました。

### ◆名誉棄損の成否について◆

#### (1) 社会的評価の有無について

ア. 控訴人は、「控訴人記事のうち、多額の税金が使われている公益性の高い東京国際映画祭について、これを運営する公益財団法人の理事と関係が深い複数の企業が、独占的かつ5年連続して事業委託を受けている実態など、公共の利害に係る事項の記載が、一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断される控訴人の社会的評価を左右する部分であり、そのような重要な事実の記載を欠く紹介をした場合、一般読者は控訴人記事との同一性を体感することはできず、控訴人記事への信頼を毀損するから、被控訴人記事が上記重要な事実の記載を欠く紹介をしたことは、控訴人の社会的評価を低下させるものである」との主張をしていました。

しかし、裁判所は、「原判決が説示するとおり、被控訴人記事の記載が控訴人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、被控訴人記事についての一般読者の普通の注意と読み方を基準として、被控訴人記事の記載自体に基づいて判断されるべきものであるから、被控訴人記事の記載自体ではなく、被控訴人記事において控訴人記事の記載の一部を紹介しなかったという点については、たとえ紹介していない部分が控訴人記事における重要な事実の記載であったとしても、原則として、控訴人の社会的評価を低下させるものとは認められない。もっとも、控訴人記事の記載の一部を紹介しなかった場合に、被控訴人記事に接した一般

読者の普通の注意と読み方を基準として、控訴人記事の趣旨や内容が誤解されるようなときには、当該誤解に基づいてその著作者である控訴人の社会的評価が低下するということはあると解される。しかしながら、被控訴人記事に接した一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、被控訴人記事は、控訴人が「東京国際映画祭と日本映画全般の残念な国際的地位は“映画村”のせいだと批判し、映画産業の既得権益に触れ」とともに、「2014年度の映画祭事業費の3分の2は大手映画会社とその子会社、巨大広告代理店の電通、大手不動産会社の森ビルらが独占する委託費になっていることを指摘し」て、「東京国際映画祭……に対する厳しい批判」を行った旨を記載したものと理解されるのであって、控訴人がこのような批判や指摘をした旨の一般読者の理解は、控訴人記事の趣旨や内容を誤解したものとはいえず、したがって、被控訴人記事が、控訴人記事の趣旨や内容を誤解させ、当該誤解に基づいて控訴人の社会的評価を低下させるものということもできない。」と判断しました。

イ. また、控訴人は、「被控訴人記事の「日本映画全般のがっかりするような国際的地位」という記載は、控訴人記事において控訴人が日本の映画作品やその創作性、創作に関わる映画制作者を含む国際的地位を「がっかりするほど低い」と評価、評論したという事実を摘示したことになるが、そのような事実はないから虚偽であり、映画プロデューサーである控訴人が説得力のある理由や根拠を示すこともなく、他のアーティスト作品や創作性の国際的地位が低いと評価、評論したという虚偽の事実は、控訴人の社会的評価を低下させる」と主張していました。

しかし、裁判所は、「被控訴人記事の「東京国際映画祭と日本映画全般の残念な国際的地位」という記載における「日本映画全般」(原文では、「Japanese cinema in general」)という用語は、多義的であるといえ、文脈次第では、控訴人が主

張する「日本の映画作品やその創作性、創作に関わる映画制作者」を指す意味に解される場合もあり得るものの、被控訴人記事においては、「日本映画全般の残念な国際的地位は“映画村”(“原子力村”から派生した造語)のせいだと批判し」という文脈で用いられ(控訴人の訳文による。),これに続いて、映画産業の既得権益、東京国際映画祭の事業費の使途、政府のクールジャパン政策の恩恵の享受について記載されているのであるから、被控訴人記事に接した一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、ここでの「日本映画全般」という用語は、日本の「映画産業」全体を指すものと理解され、個別の映画作品や映画制作者を指すと理解されるものではない。そして、そのような映画産業という趣旨において、控訴人記事が日本の映画産業が国際的に不本意な地位にあるとの趣旨の評価、評論を行っていたことは、原判決14頁1行~15頁1行記載のとおりであり、被控訴人記事における控訴人記事の引用紹介が正確性を欠くとまでは認められない。控訴人の主張は理由がない」と判断しました。

ウ. また、控訴人は、「被控訴人記事は、2015年東京国際映画祭を受けて書かれたものであるかのように紹介しているが、控訴人記事は、同年の東京国際映画祭の前に発売されたものであり、映画プロデューサーである控訴人が、被控訴人が大幅に改善されたと批評した同年の東京国際映画祭を受けてもなお残る毎年恒例の東京国際映画祭の酷評を行ったという虚偽の事実は、控訴人の社会的地位を低下させる」と主張していました。

これに対して裁判所は、控訴人主張のとおり、控訴人記事が2015年東京国際映画祭を踏まえて書かれたものであるかのような印象を与える不適切な措辞であるというべきである、と指摘しました。

しかし、裁判所は、「もっとも、被控訴人記事は、それ自体が2015年東京国際映画祭の終了から2週間足らずのうちに掲載されたものであり、「X

は2014年度の映画祭事業費の3分の2は大手映画会社とその子会社、巨大広告代理店の電通、大手不動産会社の森ビルらが独占する委託費になっていることを指摘した。」と記載して、控訴人記事において指摘されているのが「2014年度の映画祭事業費」であることをも示していることからすると、被控訴人記事に接した一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、控訴人が2014年度の事業費を根拠として東京国際映画祭に対する批判をしているのもであると理解され、上記の不適切な措辞を考慮しても、控訴人が2015年度の事業費を根拠として東京国際映画祭に対する批判をしていると誤解されるものではないと認められる」、などとして、「控訴人記事について、2015年東京国際映画祭以降もなお残る毎年の恒例行事となっている「厳しい批判」として紹介したことは、不適切な措辞を含むものではあるものの、なお控訴人の社会的評価を低下させるとまではいえないものと認められる」とし、「控訴人の主張は理由がない」と判断しました。

#### (2) 真実性の抗弁ないし公正な論評の抗弁の成否について

裁判所は、「被控訴人記事が控訴人の社会的評価を低下させるものではなく、被控訴人記事による名誉毀損が成立しないことは、前記引用の原判決が認定説示するとおりである」として、「真実性の抗弁ないし公正な論評の抗弁の成否について判断する必要はないから、この点に関する当審における控訴人の補充主張に対する判断はしない」としました。

#### ◆名誉・声望権侵害の成否について◆

(1) 控訴人は、「被控訴人記事は、控訴人記事への意見表明ないし論評ではなく、恣意的に歪曲した虚偽の事実の摘示に該当する」と主張していました。

しかし、裁判所は、「被控訴人記事は、控訴人が控訴人記事において「映画祭に対する厳しい批判」



を行った旨記載するものであるが、控訴人記事が「映画祭に対する厳しい批判」であることは、証拠等をもってその存否を決することができる事項ではないから、事実の摘示ではなく、控訴人記事への意見ないし論評の表明に当たるといふべきである。控訴人は、「厳しい批判」は、「改善が見られた2015年イベント以降でも毎年酷評がつきまとう東京国際映画祭」という東京国際映画祭の状態を説明しているものであると主張するが、被控訴人記事は、「映画祭に対する厳しい批判は毎年の恒例行事となっている。そして今回それを行ったのが映画プロデューサーであるXである。」と記載しているのであるから（控訴人の訳文による。）、控訴人が「それを行った」、すなわち、「厳しい批判」を行ったとの意見ないし論評を表明していることは明らかであるとし「控訴人の主張は理由がない」と判断しました。

(2) また、控訴人は、「①「大幅な改善努力を見せた2015年東京国際映画祭を受けてもなお毎年恒例の酷評を控訴人が行った」、②「控訴人が日本映画作品やその創作性及び日本映画制作者の国際的地位が不本意であるという評価、評論を行った」、③「不本意な国際的地位を理由として既得権益を批判した」という記述は恣意的に歪曲された虚偽であり、名誉・声望権を侵害する」と主張していました。

しかし、裁判所は、「著作物に対する意見ないし論評などは、それが誹謗中傷にわたるものでない限り、著作権法113条6項の「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当するとはいえないところ、被控訴人記事が控訴人又は控訴人記事を誹謗中傷するものとは認められないことは、前記引用の原判決が認定説示す

るとおりである」などとして、「控訴人の主張は理由がない」と判断しました。

そして、裁判所は、「控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却する」と判断しました。

## 6. コメント

本件は、控訴人が記載した記事に基づいて被控訴人のウェブサイト上に掲載された文書が、控訴人の有する翻案権等を侵害するものであり、その文書の紹介記事の内容により控訴人の名誉等が毀損されたとして争いになった事案の控訴審です。

本件控訴審では、裁判所は、複製権や同一性保持権については原審の判断を引用し、控訴人から補充的に主張された名誉棄損等による侵害の成立についても否定しています。

著作物は、もともと思想又は感情を創作的に表現したものであることもあって、著作物の創作者には著作人人格権が認められています。そのため、通常の財産権に関する訴訟とは異なって、著作者の名誉や声望の侵害など、属人的な要素が主要な争点になる場合も多いようです。

最近では、安易に引用や転載を行うことでトラブルが生ずる例が多くなっておりませんが、商業ベースでこうした引用や転載を行う場合には、特に注意する必要があるようです。

なお、本件判決文の詳細につきましては、下記URLをご参照下さい。

### 【判決文等URL】

(全文)

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/464/086464\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/464/086464_hanrei.pdf)

(原審)

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/113/086113\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/113/086113_hanrei.pdf)



## 1. 事案の概要

本件は、異議2014-900335号事件(以下、「本件決定」とする。)に対する商標登録取消決定取消請求事件です。

原告は、下記に記載する、上段に「Dr. Coo」、下段に「AQUA COLLAGEN GEL」を配した二段書き商標(以下「本件商標」とする。)について、平成26年5月20日に商標登録出願し、同年の9月8日に登録査定を受け、その後登録料が納付され、同年の10月3日付で設定登録を受けた商標権者です。

本件商標に対して、株式会社ドクターシーラボ(平成27年12月に「株式会社シーズ・ホールディングス」に商号を変更。以下「申立人」とする)は、平成26年11月29日に商標法4条1項10号及び11号に該当するとして登録の異議を申立てました。

特許庁は、この申立てを異議2014-900335事件として審理し、平成28年2月29日に本件商標の商標登録を取消す旨の決定を行いました。

取消決定の理由は、本件商標と引用商標1ないし3は、「アクアコラーゲングル」の称呼を共通にすることなどから類似する商標と認められ、両者の指定商品はいずれも「せっけん類」、「化粧品類」であって、同一又は類似の商品といえるから、本件商標は商標法4条1項11号に違反してなされたというものです。

原告は、これを不服として、本件商標登録の取消決定の取消しを求める訴訟を知財高裁に対して提起しました。

詳細は、裁判所HPにてご確認下さい。

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei-jp/230/086230\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei-jp/230/086230_hanrei.pdf)

## 2. 本件商標

本件商標：  
**Dr.Coo**  
**AQUA COLLAGEN GEL**

登録番号：第5707362号

出願日：平成26年(2014)5月20日

登録日：平成26年(2014)10月3日

指定商品

第3類 コラーゲンを配合したゲル状の化粧品、  
コラーゲンを配合したゲル状のせっけん類

## 3. 引用商標

◆引用商標1(登録第4559814号)◆



**Aqua-Collagen-Gel**

指定商品 第3類「コラーゲンを配合してなるゼリー状のせっけん、コラーゲンを配合してなるゼリー状の化粧品」

登録出願日：平成13年2月26日

設定登録日：平成14年4月12日

◆引用商標2(登録第5690452号)◆



指定商品 第3類「家庭用帯電防止剤、家庭用脱脂剤、さび除去剤、染み抜きベンジン、洗濯用柔軟剤、洗濯用漂白剤、コラーゲンを配合してなるゼリー状のせっけん、コラーゲンを配合してなるゼリー状の歯磨き、コラーゲンを配合してなるゼリー状の化粧品、香料、薫料、つけづめ、つけまつ毛」

登録出願日 平成26年3月7日

設定登録日 平成26年8月1日

### ◆引用商標3（登録第5709694号）◆



指定商品 第3類「家庭用帯電防止剤，家庭用脱脂剤，さび除去剤，染み抜きベンジン，洗濯用柔軟剤，洗濯用漂白剤，コラーゲンを配合してなるゼリー状のせっけん，コラーゲンを配合してなるゼリー状の歯磨き，コラーゲンを配合してなるゼリー状の化粧品，香料，薫料，つけづめ，つけまつ毛」

登録出願日 平成26年5月15日

設定登録日 平成26年10月10日

## 4. ドクターシーラボ標章



## 5. 争点

本件商標の商標法4条1項11号該当性判断の誤り

## 6. 裁判所の判断

◆本件商標の商標法4条1項11号該当性判断の誤り◆

結論からいうと知財高裁は、本件商標は引用商標1及び2に類似する商標であり、本件決定の判断に誤りはないとしました。

原告は、本件訴訟において、「Aqua-Collagen-Gel」の部分は全体として商品の品質、原材料を表示したものとして認められるから、自他商品識別機能を有さないから、本件商標は4条1項11号に該当しないと主張をしました。

そこで知財高裁は、申立人の商標である「Aqua-Collagen-Gel」が取引者・需要者にどの程度認識されているかについて判断しています。

証拠によると、以下のような事実があります。

・申立人の国内通信販売に係る登録会員数は、平成26年7月時点において1045万人に達している。

・申立人は平成23年度のスキンケア資料のメーカーシェアにおいて第9位（シェア2.7%。第1位の資生堂はシェア12.2%）に位置している。

・ドクターズコスメ分野での平成24年度の企業別シェアでは、申立人は45%のシェアを占め、他を大きく引き離している（尚、第2位のロート製薬のシェアが7.5%）。

・申立人は、平成11年2月の設立当初からドクターズコスメに属する商品の一つとして、「アクアコラーゲングル」の名称を付したコラーゲンを配合してなるゼリー状の化粧品（アクラコラーゲングル化粧品）を製造、販売していて、その後、アクアコラーゲングル化粧品は、複数の種類の化粧品を販売するようになった。これらのアクラコラーゲングル化粧品の容器には、いずれもドクターシーラボ標章の下に「Aqua-Collagen-Gel」の欧文文字が組み合わされた標章（実質的に引用商標1と同一といえるものが）表示され、その下に各種商品の名称が欧文文字や漢字で表示されている。

・アクアコラーゲングル化粧品の累計販売個数は、平成14年11月に100万個を超え、平成26年7月には3,000万個に達している。

・申立人は、全国各地の放送局において、アクアコラーゲングル化粧品のTVCMを繰り返し放映している。そして、その放映回数は、平成20年8月から平成21年7月までの1年間で2万8093回、平成25年8月から平成26年7月までの1年間では1万6145回に及んでいる。… etc.

上記のような認定事実から、知財高裁は、本件商標の登録査定時（平成26年9月8日）において、申立人は、我が国のスキンケア市場における有力メーカーの一つであり、とりわけドクターズコスメの分野では、パイオニア的な存在であると

ともに、圧倒的なシェアを誇るトップメーカーであり、上述したような事実を総合的に判断するとアクアコラーゲン化粧品の商品名を片仮名で表記した「アクアコラーゲン」の標章及び引用商標1及びその構成中の「Aqua-Collagen-Gel」の文字は、本件商標の登録査定時（平成26年9月8日）において、申立人が製造、販売するアクアコラーゲン化粧品を表示する商標として、全国のスキンケア化粧品やドクターズコスメの取引者、需要者らの間において広く認識されていたものと認められることができるとしました。

本件商標と引用商標1及び2の類否判断については、本件商標は、上段に欧文字の「Dr. Coo」を、下段に欧文字の「AQUA COLLAGEN GEL」を配した結合商標で、上下二段に分けて表記されている上、上段と下段は文字数、文字の大きさが違うことから両者は外観上明瞭に区別でき、「Dr. Coo」と「AQUA COLLAGEN GEL」の文字は観念上においても特段の結びつきがあるものではなく、明瞭に区別して認識されるものといえ、下段の「AQUA COLLAGEN GEL」の部分を要部として判断することが可能であるとしました。

引用商標1、2の「Aqua-Collagen-Gel」の文字の部分は、前述したとおり申立人のアクアコラーゲン化粧品を示すものとして全国の取引者、需要者らに広く認識されている事実が認められるからこの部分を要部として判断することが可能であるとしました。

そして、その上で、本件商標と引用商標1、2の要部からは、「アクアコラーゲン」の称呼と申立人の製造、販売するアクアコラーゲン化粧品の観念が生じるものと認められるとし、本件商標と引用商標1及び2とは、いずれも商標全体の外観においては異なるものの、そこから生ずる称呼及び観念をいずれも共通にする商標であり、取引者、需要者にとって、互いに紛らわしく、その出所について混同を生ずるおそれがあるものと

いえるから、両商標は類似する商標というべきであると、原告の請求を棄却しました。

## 7. コメント

原告は、本件商標のうち「AQUA COLLAGEN GEL」は、「AQUA」の部分がラテン語で「水」を表し、「COLLAGEN」の部分が「膠原、コラーゲン」を意味し、「GEL」の部分が「ゲル、膠化体」を意味するので、指定商品との関係においては識別力を有さない、要部として抽出すべきでないとの主張をしています。

しかしながら、知財高裁は、認定事実から「Aqua-Collagen-Gel」は申立人の商標として需要者、取引者に広く認識されているので要部として抽出できるとしています。

申立人の「Dr. Coo Labo アクアコラーゲン」は、TVや雑誌などでも頻繁に広告宣伝がなされており、メインは通信販売かもしれませんが、ドラッグストアやコンビニ等でも一部取り扱われていますので、化粧品を使用する女性であれば、大半の方はご存じなのではないでしょうか。

「Dr. Coo Labo アクアコラーゲン」は、オールインワンタイプの化粧品で、洗顔後のスキンケアがこれ1つで済むというもので、スキンケアを手軽に済ませられるという便利なものです。

私もサンプル品は使用したことがあるのですが、乾燥肌なので、オールインワンタイプだと十分に保湿をした気がしないので、製品購入には至らなかったのですが、スキンケアを手軽に済ませたいという人からは、かなり人気があるようです。

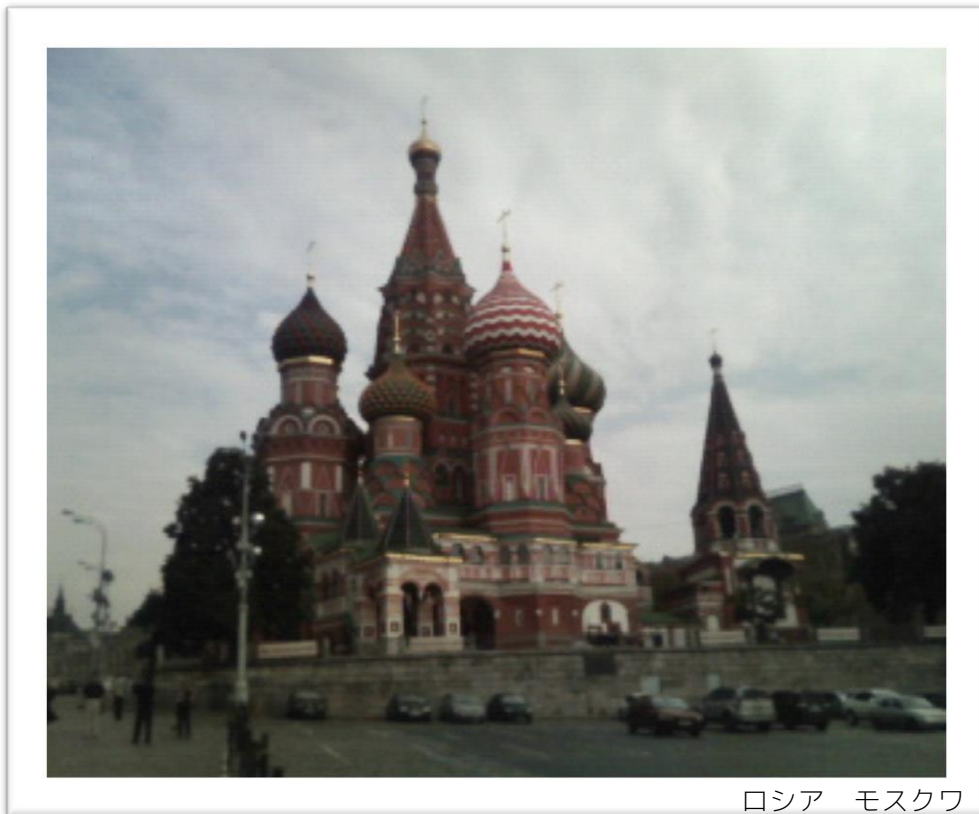
認定事実によると、申立人は、ドクターズコスメの中で圧倒的なトップシェアを誇っており、アクアコラーゲン化粧品は原告が設立された当初の平成11年から今までの間に累計販売数300万個を超えている等の事情がございますので、申立人のアクアコラーゲン化粧品は、申立人

の商標として取引者、需要者に広く認識されており、これだけ売れているのであれば、自他識別機能を発揮していたという判断で妥当だと思います。

尚、申立人は、商願2014-075883「アクアコラーゲングル」、商願2014-75884「Aqua-Collagen-Gel」と2つの商標出願をしておりますが、商標法3条1項各号及び4条1項16号で拒絶査定を受けて拒絶査定不服審判係属中です。

登録査定を受けるには、3条2項の適用を受ける必要があります。3条2項の適用を受けるには著名性が必要で、日本全国に知られている必要があります。

個人的には、「Aqua-Collagen-Gel」は、オールインワンタイプ化粧品の先駆的な存在であり、認知度も相当高いと思いますので、3条2項の適用を認めても良いのではないかと思います。特許庁がどのような判断をするのか注目して見ていきたいと思います。



ロシア モスクワ





成均館大が米国で特許侵害訴訟を提起しました。2016年11月に、サムスン電子等を相手に米国で特許訴訟を提起した KAIST に続いてアジアの大学としては二番目です。

成均館大もやはり KAIST のように特許管理専門会社 (NPE) が介入することなく、直接原告として出ているという点で、アジアの大学も特許訴訟で収益化に乗り出したという分析が提起されています。また、同時に、国内の大学や研究機関の訴訟等を代行するために設けられた韓国初の NPE「インテレクトチュアル・ディスカバリー (以下、ID)」の役割が曖昧になったという評価もあります。英国の特許媒体 IAM は、成均館大が昨年12月初めに、ドイツの光学機器メーカーカール・ツァイスと米国の3DメーカーLMIテクノロジーを相手に、米国のカリフォルニア北部連邦地方裁判所に特許訴訟を提起したことを報道しました。原告である成均館大が、2つのメーカーが「構造化光ベース3Dカメラの最適露出決定法及びシステム」の特許(登録番号7957639)を侵害したと主張しています。

外国の報道機関は、今回の訴訟の原告が、「アジアの大学」という点に注目しています。これまで特許の収益化に関心がなかったアジア圏の大学である KAIST や成均館大等が、一週間の間隔で相次いで特許訴訟を提起したためです。さらに、特許権行使をめぐる否定的な認識と、「パテントトロール」と映る可能性があるという懸念等にも拘わらず、大学が特許訴訟を提起した背景には、研究開発の成果に対して訴訟で補償を受けようとする意図があると解釈しています。

大学が直接原告として訴訟を行った場合、NPE に特許を譲渡してから、紛争の解決後に収益の一部

をもらっていた構造から抜け出すことができます。期待収益が増えるという意味です。NPE 業界全体には、このような変化が好材料として作用することが予想されます。大学が本格的に特許紛争に着手すれば、様々な訴訟やライセンス戦略を立てるのに NPE の助けが避けられないためです。優れた研究成果を保有しているアジアの大学は、特許収益化に特化した NPE にとって「金鉱」のようなものです。大学のこのような変化が NPE の事業モデルにとって脅威よりも、むしろチャンスになる可能性が高いという評価が出ている理由です。

しかし、ID の立場は曖昧になることが予想されます。2010年に、官と民の合同で出発した ID の主要な役割には、大学と研究機関の特許権行使や収益化支援等が含まれています。今回のように大学が直接訴訟に乗り出せば、ID の役割が減ることが避けられません。外国の報道機関は、米国特許商標庁の資料を見ると、KAIST と成均館大はいずれも ID に特許を移転した記録があり、ID が訴訟を代行してきた可能性もありますが、両大学が今後訴訟を直接行うこととした場合、ID に投入する政府の予算は再検討しなければならないと指摘しています。ID の将来は、民営化から見つけなければならないという既存の論調を再度繰り返したわけです。現在、ID は2015年の営業収益(26億2700万ウォン)が営業損失(68億3900万ウォン)の3分の1ほどに留まっている上、キム・グァンジュン前社長も10月に辞任する等、厳しい時期を過ごしています。

(ソウルの Ha & Ha 法律特許事務所からのレターに拠ります)





韓国で公正取引委員会から独占禁止法に違反したとして、1兆300億ウォンの課徴金の支払いを命じられたクアルコムが、事実上不服として法廷攻防を表明しました。特に、クアルコムは調査過程で事件資料、重要証人に関する情報を共有していない公正取引委員会の方針が、韓米FTA規定を違背していると反発し、この事案を韓米通商問題に拡大させる意向を示しました。公正取引委員会は、全員会議でクアルコムの米国本社であるクアルコム・インコーポレイテッドと無線通信用半導体事業を行っている傘下の子会社2社に対して課徴金1兆300億ウォンを課しました。クアルコムがモデムチップセットの競合メーカーの要請にも拘わらず、チップセットの製造、販売に必須的な標準必須特許(SEP)に対するライセンスの提供を、拒絶又は制限したというものです。

ある企業の特許が標準必須特許として採択されると、他の企業は回避設計が不可能であり、該当技術を利用しなければ関連製品を生産できません。このため、標準必須特許の場合、特許権者は他の企業と特許交渉を行う際に、公正で合理的、かつ非差別的(fair、reasonable、and non-discriminatory)でなければなりません。これを「FRAND原則」といいます。特定企業が新技術を開発して独占的な特許を確保したとしても、該当技術に対するIT業界の需要が大きかったり、代替技術がない場合、特許保有企業はFRAND原則に従って、他の企業にも適正な使用料を受け取って特許をライセンスしなければなりません。公正取引委員会は、SEPを保有しているクアルコムが特許の利用者に公正で、合理的、かつ非差別的に提供しなければならないFRAND原則の違反し、途方もないライセンス料を策定したり拒否し、不当な利益を得たと判断しました。

この日クアルコムは、課徴金に対して不服とする立場を示し、即刻控訴する方針を明らかにしました。クアルコムは、公正取引委員会の決定について、「これは、韓国だけでなく、世界的に数十年間行われてきた、そして、過去にクアルコムに対する公正取引委員会の調査で検討されたが問題とならなかったライセンスの慣行に関するものであって、前例もないだけでなく、決して続くことのない決定である」として強く反発しました。これに先だって、クアルコム本社の法務組織に、公正取引委員会の課徴金賦課に関する内容が伝えられましたが、内部の検討を経た後、事実上韓国政府との法廷攻防が予想されます。

クアルコムの上層部は、「公正取引委員会の発表は常識的に納得できない」とし、「法的対応をするのは当然」と述べました。業界では、今回の法廷攻防が複雑なIT技術と直接的な関連があり、また、サムスン電子、LG電子等関連メーカーの陳述確保が必要なだけに、少なくとも1~2年以上続くものと見ています。

一般的にモバイルのチップセットは、スマートフォンの頭脳に当たるアプリケーションプロセッサ(AP)やグラフィック処理装置(GPU)、通信用モデムチップと呼ばれるベースバンド(Baseband)、Wi-Fiチップ、オーディオコーデック、電力管理チップ等多様な半導体が入ります。クアルコムは、このような中核機能を1つにして、ワンチップ(One-Chip)ソリューションとして具現したスナップドラゴン(Snapdragon)シリーズを販売してきました。クアルコム以外の他のモバイルチップメーカーも類似技術を保有していますが、問題は、当時高性能の通信モデムを作ることができた会社が2009年以降数年間にわたって、クアルコムだけであったという点です。技術的に難しい部分もありますが、クアルコムが保有している標準必須特

許の影響が大きいのです。従って、クアルコムのスナップドラゴンのようなモバイルチップセットを作るためには、クアルコムの標準必須特許を得なければなりません。

クアルコムの暴挙は、この過程で表に出ました。同社は、他の半導体企業、特にサムスン電子との通信モデムのライセンス料における交渉過程で途方もない価格を提案し、事実上、モデムチップの市場参入を防いだのです。国内企業のある関係者は、「クアルコムの暴挙は、特にサムスン電子のように携帯電話やモバイルチップセットを全て製造する企業との取引で明確に露見した」と述べました。この関係者は、「サムスン電子が自社のスマートフォンに自社開発のモバイルチップセットを入れるためにクアルコムにモデムチップ技術のライセンスを要請したが、クアルコムはモデムチップのライセンス料を過剰に高く設定した」とし、「結局、サムスン電子の主力のスマートフォン製品に自社のチップセットの代わりにクアルコムのスナップドラゴンを使うしかない状況になった」と述べました。

公正取引委員会のシン・ヨンソン事務局長は、「今回の措置は自国の企業の保護措置ではなく、世界市場の競争制限的な効果を考慮して是正するためである」とし、「クアルコムは世界 200 余りの携帯電話メーカーから必要なライセンスは全て受け取ってきました。自社のものは与えず、他社のものは全てもらうというクアルコムの主張は間違っている」と述べました。このようなクアルコムのビジネスモデルは、既に 2000 年代初めから世界の IT 業界で問題として提起されてきました。当時も通信用モデムチップ市場の強者であったクアルコムは、1996 年に世界で初めて開発した CDMA (コード分割多重接続) モデムチップの標準必須特許技術に基づいて、携帯電話の頭脳に当たるモバイル用中央処理装置 (CPU) 及び QDSP、自社開発したソフトウェアを「抱き合わせ」する方式で事業を行ってきました。2009 年にも公正取引委員会は、国内の

携帯電話メーカーにクアルコムが保有していた移動通信技術の使用を強要し、自社の特許が満了となったり無効化した以降も、使用料を支払い続けさせる内容の契約を締結したという理由で、クアルコムに 2,732 億ウォンの課徴金を課しました。これに対し、クアルコムが公正取引委員会を相手に訴訟を提起しましたが、法院は「課徴金納付命令を取り消す」ことを求めるクアルコムの請求を棄却しました。

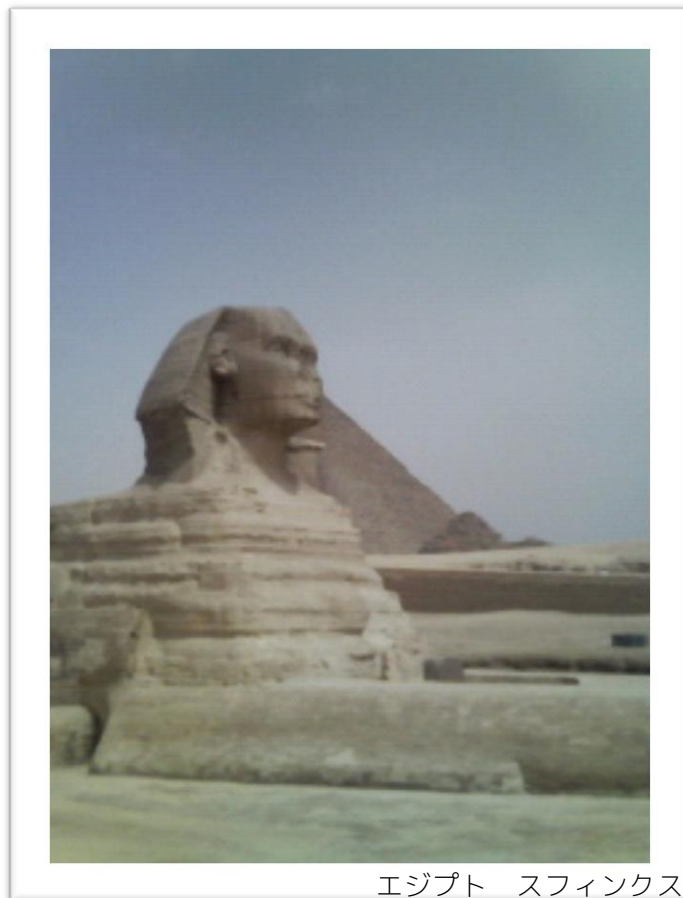
2015 年 2 月に中国は、クアルコムに反独占規制及び特許使用料の過多請求調査による課徴金 9 億 7500 万ドルを課しました。中国政府が企業に課す課徴金の規模のうち、過去最大の規模でした。中国の反独占当局である国家発展改革委員会は、当時クアルコムが、中国内のスマートフォンメーカーから携帯電話の価格の 5% に達する特許使用料を受け取ってきたことが「特許権濫用」という立場を示しました。その後、クアルコムは携帯電話全体の価格ではなく、携帯電話の価格の 65% に該当する価格を基準に、3.5~5% の特許使用料のみ受け取ることに合意しました。しかし、今回の公正取引委員会のクアルコムに対する制裁は、中国政府の方針とは多少性格が異なります。業界の専門家は、今回の公正取引委員会の課徴金賦課方針は、携帯電話の価格の 5% の水準をロイヤリティとして算定するクアルコムのビジネス方式に対する問題提起ではなく、半導体の競合企業の参入を防ぐ不公正な通信モデムライセンス料の策定のやり方を問題にしている点に注目しています。公正取引委員会の論理の通りクアルコムのライセンス料の策定のやり方の違法性が認められる場合、クアルコムが長期間維持してきたビジネスモデルが揺らぐ可能性も排除できません。

今回の法廷攻防は、今後、IT 市場で米国、欧州等の「パテントトロール」と韓国企業との間に発生し得る法的問題を判断するのに重要な根拠になり得ます。特に、IT 業界のトレンドが人口知能、自動車用半導体、5G 通信等に転換する過程で、関連

市場で独占的地位を構築しようとする大手企業間の特許紛争が頻繁になることが予想されます。公正取引委員会の発表が出てから、クアルコムが即刻反発に出たのも、このような可能性を考慮したものと思われます。業界の関係者は、「クアルコムは中国で天文学的な課徴金を課されたが、結果的にスマートフォン機器の特定比率をロイヤリティに換算するビジネスモデルはそのまま維持している」とし、「クアルコムの NXP 買収以降、自動車用半導体市場、クアルコムに有利な 5G 通信等の次世代市場でも、クアルコムの不当なライセンスのやり方が続く可能性があるため、今回の訴訟は国内の IT 産業に与える影響が少なくないであろう」と述べました。別の業界の関係者は、「クアルコムは包括的ライセンス協定で自社の特許は高値で渡し、

相手方の特許はほぼ無償で受け取る不公正行為が多かったという点を公正取引委員会が指摘した」とし、「欧州では FRAND 原則を厳しく適用しており、米国でも信義誠実の原則の次に FRAND 原則を重要視している」と述べた。また別の業界の関係者は、「FRAND 原則に違反し、独占的地位を利用して顧客や競合企業に恣意的なライセンス料を策定したり制限した場合、特許訴訟の法理的な根拠を作ることにはできるが、直ちに違法であると判断するのは困難である」とし、「FRAND 条項について法的な判断根拠が形成されたのも、2012 年頃のサムスン電子とアップルの特許訴訟から始まったため、まだ歴史が浅い」と分析しています。

(ソウルの Ha & Ha 法律特許事務所からのレターに拠ります)



エジプト スフィンクス

電流制限器は、電力会社から供給される電力が予め締結された契約で定める契約量（アンペア値）を超える事が無いように設けられるものです。そのため、電流制限器は、需要家の電力需要量が増大し、契約している契約量を超えた場合には、電力の供給を遮断するように動作します。しかし、このような電力の遮断が生じた場合、需要家の電力需要設備の全てへの電力の供給が突然絶たれるため、需要家に与える影響が大きくなるという弊害がありました。こうした急な電力供給の停止に対して、無停電電源装置や自家発電装置等を採用して対応する事が可能ですが、これらを予め設置しておくことは、コストが高くなり、特に一般家庭での対応は困難です。

本特許は、電流制限器にかかる電流が過大となるか又はその蓋然性が高い場合に、当該電流制限器が作動して電力の遮断が生じる前に需要家に報知するとともに、一般家庭等で現在電灯契約されている契約量が適正であるか否かを電気知識が無くても簡単な装置を設置する事で知る事が出来るようにし、どの程度の契約量であれば、電流制限器が作動しないかについて、シミュレーションする事を可能とした電流制限器の電流報知器です。

図1は本特許の一実施例である電流制限器の電流報知器100の正面図で、図2はその内部構成例を示すブロック図です。電流報知器100は電流制限器555の下流で、需要家の電気需要設備の配電盤666の手前の電力線に電流検出手段201介して接続されます。電流検出手段201は、既存設備への取付が容易で着脱可能の、非接触型の変流器（CT）を用い、電流制限器555の下流側において、電流制限器555にかかる電流（負荷電流）IRを検出します。

電源スイッチ102は、本電流報知器100の作動用の電源301のON又はOFFの切替えを行うもので、本電流報知器100では、作動用の電源に電灯線からの電力を使用せず、本電流報知器100の内部に配設した蓄電池等の内部電源が使用されます。そのため、本電流報知器100の

取付と取外しは容易であり、需要家は簡便に本電流報知器100を利用することが出来ます。

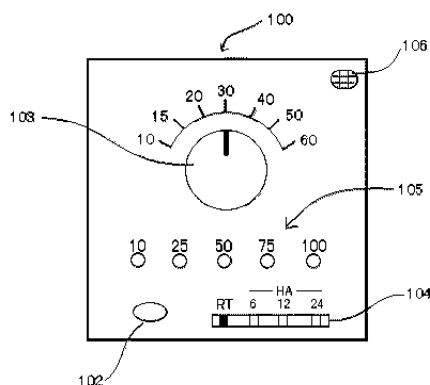
設定電流切替スイッチ103は、設定手段202における設定を行うための、操作手段302の一つに該当します。そして、本設定電流切替スイッチ103の操作により、本電流報知器100に接続されている電流制限器555の定格電流ISBに合わせて、比較評価手段203で用いる電流制限器の定格電流値ISの設定を行います。本設定電流切替スイッチ103により電流値が選択されると、当該選択された定格電流値ISは比較評価手段203に送られます。当該比較評価手段203では、定格電流値ISの値に基づいて、本電流報知器100内部に設けられた記憶手段から、当該定格電流値ISに該当する定格電流を有する電流制限器の規格表のデータDISが読み出されます。そして、当該比較評価手段203においては、電流検出手段201を通じて検出した電流を安価で簡易なCT変換器やAD変換器等で処理した後、負荷電流IRの値を算出し、当該負荷電流IRの値と規格表に記載されたデータDISとの比較と評価とが行われます。そして、その結果に基づいて、報知手段駆動回路205に用いられるデータHDIが生成されて、そのデータHDIが報知手段駆動回路205に送られ、当該報知手段駆動回路205において、報知手段206を作動させるための信号HDSが出力され、報知手段206による表示がなされ、或いは警報音を発生させます。この際、本電流報知器100に接続されている電流制限器555の定格電流ISBより低めに定格電流値ISを設定しておけば、需要家は、契約電流を仮に現在よりも低いものにした場合に、電力の遮断が生ずるか否かについてシミュレーションを行うことが出来ます。

表示切替スイッチ104は、設定手段202における設定を行うための、操作手段302の一つに該当し、報知手段206を構成する表示手段105による表示の内容を切替えるスイッチです。表示手段105による表示は、本電流報知器100



0で設定した定格電流値 I S に対する現在の負荷電流 I R のおおよその割合の表示 ( R T 表示)、又は、本電流報知器 1 0 0 で設定した定格電流値 I S に対する過去の負荷電流 I R L の平均値 I A のおおよその割合の表示 ( H A 表示)、のどちらかを選択できるようになっています。本表示切替スイッチ 1 0 4 により R T 表示を選択した場合には、電流検出手段 2 0 1 により検出された現在の負荷電流 I R が、設定手段 2 0 2 で選択された定格電流値 I S の何%に該当するかが、前記比較評価手段 2 0 3 により算定されて、その結果により、報知手段駆動回路 2 0 5 に用いられるデータ H D I が生成されて、そのデータ H D I が当該報知手段駆動回路 2 0 5 に送られ、当該報知手段駆動回路 2 0 5 において、報知手段 2 0 6 を作動させるための信号 H D S が出力され、報知手段 2 0 6 による表示がなされ、或いは警報音を発生させます。本表示切替スイッチ 1 0 4 により H A 表示の時間を選択した場合には、選択した時間に基づき、平均値算定手段 2 0 4 において、過去の負荷電流 I R L の平均値 I A の算定が行われます。即ち、平均値算定手段 2 0 4 では、適当なサンプリング間隔において記憶手段に記憶された過去の負荷電流 I R L の値を読み出し、選択された時間に該当する分だけ過去に遡って、過去の負荷電流 I R L の平均値 I A の算定を行います。そして、算定された平均値 I A は、比較評価手段 2 0 3 において設定電流切替スイッチ 1 0 3 を通じて設定された定格電流値 I S との比較が行われ、当該定格電流値 I S に対する負荷電流 I R L の平均値 I A の百分率が算定され、その結果に基づいて、報知手段 2 0 6 の一つである表示手段 1 0 5 が駆動されます。

図 1



その結果、需要家は、現在から、選択した時間に該当する分だけ過去に遡って、定格電流値 I S に対する過去の負荷電流 I R L の平均値 I A のおおよその割合がどの程度であるかを、表示手段 1 0 5 により知得することが出来ます。

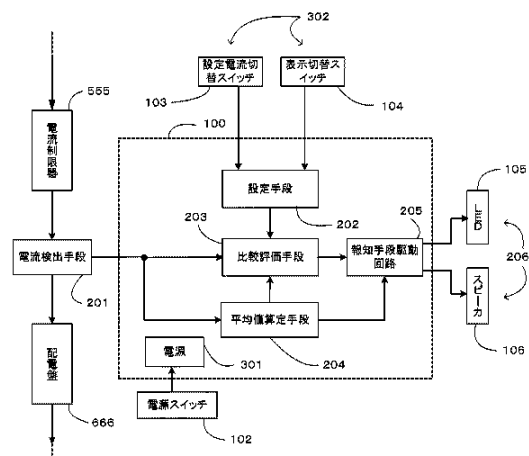
表示手段 1 0 5 では、前述した R T 表示又は H A 表示が、5 段階に分けて行われます。表示手段 1 0 5 には 5 つの L E D を横一列に配置しており、それぞれの L E D の近傍には、左から右に順番に、“1 0”、“2 5”、“5 0”、“7 5”、“1 0 0”の表記がなされています。これらの数字は、上述した電流制限器 5 5 5 にかかっている現在の負荷電流 I R、又は、過去の負過電流 I R L の平均値 I A が、本電流報知器 1 0 0 で設定した定格電流値 I S の何%に該当するかの数字を表示するものです。

比較評価手段 2 0 3 においては、主として、現在又は過去の負荷電流 I R と定格電流値 I S 等との比較と評価を行っていますが、比較評価手段 2 0 3 では、電流検出手段 2 0 1 により測定される電流値の時間的な変化を測定して、その評価を行う構成とする事も可能です。即ち、測定される電流値とその直前に測定された電流値との変化を測定し、その結果を記憶手段に保存して評価に活用することで、負荷電流 I R の将来的な変動の予測とその予測に基づく報知に用いることが可能です。

このように、本特許による電流制限器の電流報知器は、一般家庭を含む電力需要家の配電設備の手前に簡便に取り付けが可能であり、電力の使い過ぎによる停電の防止や、電力利用の平準化による電気使用の節約等に有用です。

(特許権者：株式会社ツーデン)

図 2





## 後記

この87号がでる3月は、花粉がよく飛ぶ季節です。

寒がりなので、昔は、本当に春が待ち遠しかったのですが、20代の終わり頃から花粉症になってしまったので、春の嬉しさも半減です・・・。

日本では、スギ花粉症が最も一般的かと思いますが、私は、イネとヒノキが重度のアレルギーで、スギは軽度のアレルギーなので、3月～5月が特に辛い感じですが。

毎年、花粉症のレーザー手術を受けるのと、花粉症対策グッズを買いあさるのが恒例行事化してしまっております。

毎年決まって買うのは、マスク、メントール配合のティッシュ、鼻炎スプレー、ミント系の花粉用のキャンディ等です。

ほかに、花粉対策用の眼鏡や鼻がすっきりするアロマオイルなども持っています。

今年は、空気清浄機を買い替えたのですが、もう一つ気になっているものがあります。それは、花粉対策コートです。

何年か前から花粉症対策コートは出回っているのですが、大体は花粉が付着しにくいとか、ついた花粉が落ちやすいとかだったのですが、去年位から花粉不活性化加工がされたコートが発売されていてとても気になっています。

花粉不活性化加工のされたコートがとても気になっているのでいろいろ見ているのですが、メーカーホームページ等には、スギ花粉に対する効果しか記載がなく、イネやヒノキの花粉に対しても効果があるのか、今のところ不明ですので、もう少し調べて効果がありそうだったら買おうかなと思っています。

本当は、完治できるものならしたいので、「アレルギーに減感作療法」を試してみたいのですが通院できるような範囲に「アレルギーに減感作療法」をやっている病院がないので残念に思います。

いろんな花粉症グッズを試しながら今年もこの季節をうまく乗り切ろうと思う今日この頃です。

「アドバンスIPニュース」第87号 発行日：2017年3月1日

編集・発行 アドバンス国際特許事務所

〒107-0072 東京都港区赤坂2-5-7 NIKKEN赤坂ビル8階

TEL 03-5570-6081 E-Mail [advance@mx7.mesh.ne.jp](mailto:advance@mx7.mesh.ne.jp)